

韓国のグローバル知的財産施策に関する 調査研究

国際第3委員会*

抄 録 財閥系を主体とした大手企業の躍進がグローバル的に著しい韓国であるが、知的財産分野やコア技術・先端技術の開発に目を向けると課題は少なくない。

本稿では、韓国国内の業界別の特許の出願状況の分析と考察に加え、韓国の知的財産における課題を整理し、韓国が国として採っている知的財産施策について、グローバル知的財産紛争の予防と対応、国家R&Dの促進、中小企業の知的財産育成に絞って整理した。その結果を基に、韓国がグローバル知的財産戦略として目指している方向について検討を試みた。

目 次

1. はじめに
2. 韓国の現状
 2. 1 特許の出願状況
 2. 2 知的財産における課題
3. グローバル知的財産紛争の予防と対応
 3. 1 韓国企業と知的財産訴訟
 3. 2 訴訟対応のための支援政策
 3. 3 訴訟予防のための政策
4. 国家R&Dの促進
 4. 1 特許生産性の現状
 4. 2 国家R&D効率化のための支援
5. 中小企業の知財育成
 5. 1 中小企業の海外事業活動
 5. 2 中小企業への特許総合支援事業
 5. 3 中小企業知財経営コンサルティング
 5. 4 中小企業知財育成の今後の方向性
6. 韓国のグローバル知的財産戦略
7. おわりに

1. はじめに

財閥系を主体とした大手企業の躍進がグローバル的に著しい韓国であるが、知的財産分野やコア技術・先端技術の開発に目を向けると課題

は少なくない。しかしながら、持ち前の上昇志向や意思決定力、スピードに特徴を有する韓国は、官民を挙げて諸課題に積極的に取り組んでいる。その成果が挙げられた日には、例えば、これまで日本が優位を保っていた素材・部品分野においても大きな脅威となり得ることは間違いない。

そこで、本稿では、まず、韓国国内の業界別の特許出願状況の分析を試み、その分析結果の考察と併せて韓国の知的財産における課題を整理した。次に、韓国が国として採っている知的財産施策について、グローバル知的財産紛争の予防と対応、国家R&Dの促進および中小企業の知的財産育成の3点に絞って整理した。そして、上記結果を基に、韓国がグローバル知的財産戦略として目指している方向について検討した。

本稿は、2012年度の国際第3委員会第5小委員会の井上毅（小委員長、積水化学工業）、嵐健治（大鵬薬品工業）、石橋公樹（第一三共）、高岩茂樹（トヨタ自動車）、宇佐見隆行（古河

* 2012年度 The Third International Affairs Committee

電機工業), 以上5名が作成した。

2. 韓国の現状

2.1 特許の出願状況

図1に、近年の韓国の特許出願件数の推移を示す¹⁾。出願件数に関しては、20万件弱の辺りを年々横ばいの状況であることが分かる。

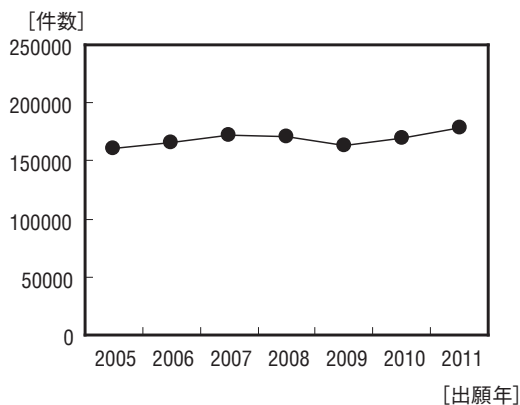


図1 韓国の特許出願件数の推移

図2に、近年の韓国の特許出願件数の推移を示す¹⁾。

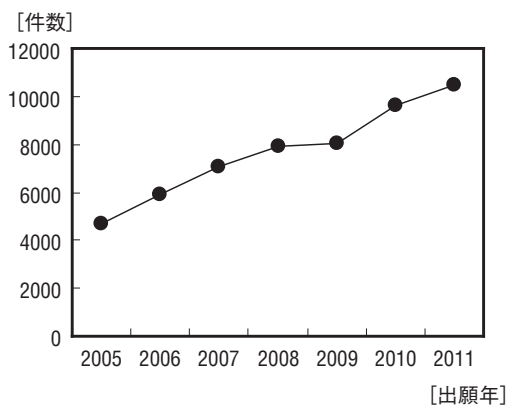


図2 韓国の特許出願件数の推移

PCT出願は、年々増加傾向にあることが分かる。例えば、サムスは2005年を境に知的財産戦略の軌道修正を行っており、重視する米国や中国での出願登録案件を増加させている。また、

韓国は人口が約5,000万人であり、かつ高齢化が世界でも類を見ない速度で進んでいる。国家の存続条件は日本以上に厳しく、初めから海外に強く目を向けたビジネス戦略を採らざるを得ない。年々のPCT出願件数の増加もこのことが反映されているものと推察される。

図3に、近年の韓国の特許出願件数を業界別に比率で整理した結果を示す。整理の基となるデータは、知識財産統計年報²⁾より入手した。業界の分類は、1) IT業界、2) 機械業界、3) 医薬業界、4) 素材・化学業界とした。1) IT業界は、測定・光学、コンピュータ、情報媒体、電気・半導体、電子・通信の各小業界の集計値を基に整理した。2) 機械業界は、自動車、エンジン・ポンプ、機械部品の各小業界の集計値を基に整理した。3) 医薬業界は、医療・レジャー、医薬の各小業界の集計値を基に整理した。4) 素材・化学業界は、無機化学・水処理、有機化学、高分子、石油・精密化学、冶金・メッキ、繊維の各小業界の集計値を基に整理した。なお、業界別の出願比率は、各小業界の出願件数ランキング上位10社の出願件数実績の合計値に基づいて算出した。

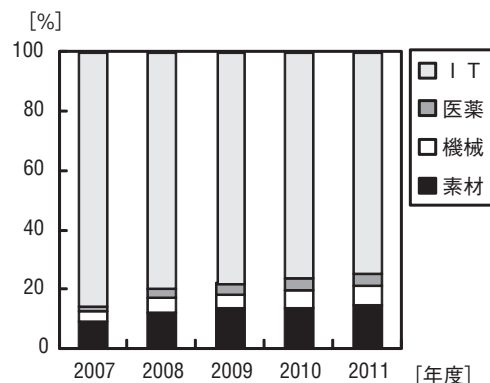


図3 韓国の特許出願件数比率 (業界別)

IT業界がほぼ8割の比率を占めており、残りの2割の比率を素材・化学業界、機械業界、医薬業界の順で占めていることが分かる。

ITの各小業界の出願件数ランキング上位10社には、サムスン財閥系、LG財閥系がランキング上位のほとんどを占めていた。特に、サムスン財閥系は、国内総生産（GDP）の21.9%を占めており（韓国で一位）³⁾、サムスン財閥系は韓国の特許出願に対しても多大な存在感を与えている。なお、IT業界では、韓国の国の研究機関である韓国電子通信研究院からの出願も多いことが分かった。

一方で、機械業界には、現代-起亜自動車グループといった財閥系（GDP12.6%（韓国で二位）³⁾）が存在するが、特許出願件数の比率では小さい。これには、例えば、現代自動車の鄭夢九会長の「市場が拡大する今は先端技術や人材をゆっくり育てている場合ではない。…(中略)…今はそれほど研究開発にお金を使わないで、必要になった時に技術を買う⁴⁾」といったトップ方針も関係しているのではないかと推察される。

図4に、業界別の韓国内国人の出願件数の比率を整理した結果を示す。また、図5に、各小業界の出願件数ランキング上位10社に占める韓国企業（韓国研究機関も含む）の比率を業界別に整理した結果を示す。

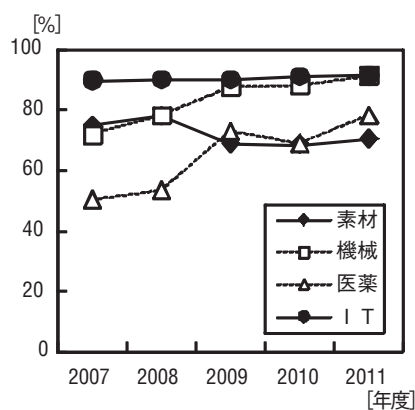


図4 韓国内国人の出願件数比率（業界別）

IT業界は、出願件数の約9割の比率を韓国内国人が占めている。また、IT業界は、出願

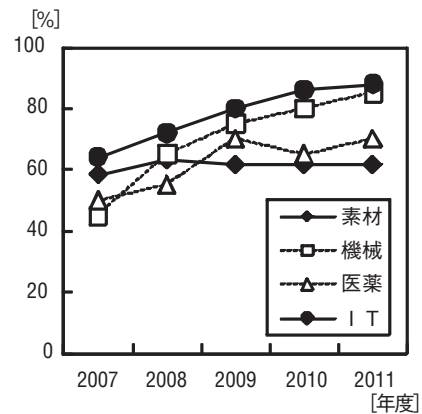


図5 出願件数ランキング上位10社に占める韓国企業の比率（業界別）

件数ランキング上位10社に占める韓国企業の比率（以下、韓国企業の比率という）も年々増加し、2011年にはほぼ9割の比率にまで上昇してきている。サムスンを初めとしてIT事業は韓国経済の大きな柱であり、IT業界は、知的財産活動においても大きく力を入れていることが窺える。

機械業界は、韓国内国人の出願件数比率が年々増加してきており、2011年にはIT業界と同様に約9割の比率にまで達している。また、機械業界は、韓国企業の比率も年々増加してきている。例えば、現代自動車では、世界販売台数で目標とする800万台が視野に入り、今後は技術的に量から質への転換を目指しているようである⁵⁾。また、現代自動車は、環境対応や先端技術の獲得も重視しているようであり、機械業界を通して、このようなことが知的財産活動でも反映されてきているのではないかと考えられる。

医薬業界は、韓国内国人の出願件数比率及び韓国企業の比率が年々増加傾向にあるもののIT業界や機械業界の水準にまではまだ至っていない。一方で、医薬の各小業界の出願件数ランキング上位10社には、年々、韓国の大学（医療・レジャー業界では、延世大学、ソウル大学、医薬業界では、慶熙大学、ソウル大学、延世大

学、江原大学）や研究院（医療・レジャー業界では、韓国科学技術院，韓国科学技術研究院，医薬業界では，Korea Bio Medical Science Institute，韓国生命工学研究院）が多くを占めつつある。韓国の大学の特許出願総数は約13,000件／年（日本の大学の特許出願総数は約7,000件／年）であり，韓国は，日本よりも大学からの発明に力を入れている。医薬業界に関しては，韓国は，大学や研究院からの基礎研究に委ねつつあるのではないかと考えられる。

素材・化学業界は，韓国内国人の出願件数比率は約7割のところを横ばい，韓国企業の比率は約6割のところを横ばいの状態である。素材・化学業界を各小業界別に見ると，無機化学・水処理，冶金・メッキ，繊維業界は，出願件数，企業比率共に韓国企業が優位を示していたが，有機化学，高分子，石油・精密化学業界は，特に企業比率の面で，韓国外企業（日本，米国，欧州）に押されていた。韓国は，先端素材・部品分野の技術強化に課題を抱えているが，知的財産活動状況にもこれが反映されていると言える。現在，韓国では，技術貿易赤字の解消，特に，対日貿易赤字の解消を明確なターゲットに掲げ，部品・素材未来ビジョン2020を策定する等して，特に先端素材・部品分野の開発を国家プロジェクトとして取り組んでいる。

2. 2 知的財産における課題

前節に記したように特許の出願状況から見ると，韓国の知的財産は，IT業界や機械業界のように韓国内国人の優位化が強い業界と，医薬業界や素材・化学業界のように韓国内国人の優位化がまだ十分ではない業界とに二分される。

前者に関し，サムスンを始めとする世界屈指の財閥系企業は，ビジネスの舞台がグローバルであるがゆえに，グローバル的に知的財産紛争に巻き込まれることも多い。韓国サムスン電子と米国アップルとがスマートフォン（高機能携

帯電話＝スマホ）の特許を巡って世界10ヶ国で訴訟合戦を行っていることが代表例である。スマートフォンやLED等韓国内国企業がグローバル的に競争力を発揮している事業分野でのグローバル知的財産紛争が激しくなるにつれ，韓国としても韓国内国企業のグローバル知的財産紛争の予防および対応のための総合支援体制の確立が課題となっている。これは，韓国国内の財閥系企業に関わらず，例えば，企業内に知的財産部を有しない韓国内国の中小企業へのグローバル知的財産紛争に対する予防とコンサルティングといった面でも重要な課題である。

一方で，後者に関し，「大木と下草」と表現される一握りの財閥系企業とその他の中小企業から構成される産業構造は，基本的には依然として改善されてはいない。先端素材・部品等の資本財は主に日本からの輸入に頼り，それらを韓国国内で代替生産できる中小企業が十分には育成されていない。部品を組み立てて最終製品の開発・販売を行うセットメーカーが多い韓国大手の財閥系企業にとっては，先端素材・部品産業の育成に時間をかけるよりも良品質な素材・部品を日本等の海外からすばやく調達する方が有利であり，それにより最終組立てを行い輸出するという産業構造が韓国では定着している。その結果，韓国の財閥系企業による製品輸出が伸びるほど，対日貿易赤字が膨らむという問題を抱えている。また，輸出製品の多くを占める汎用部材に関しては，価格競争力の面で中国等からの追い上げを受け，中国等からの輸入に依存する関係にある。韓国企業全体としては，依然として高品質な日本の素材・部品と安価な中国の汎用部材に挟まれた状態（サンドイッチ・コリア）が続いている。最近では，中国国内での素材・部品の技術力が向上し，韓国製の完成品の多くに中国製の素材・部品が使用されるようになってきている（チャイナ・インサイド）。韓国の素材・部品業界は，このように

日本と中国の脅威にさらされる状況になっている。上記に関しては、韓国としても大きな課題と捉え、国家的にR&Dを促進し、併せて政府が中小企業育成策に本腰を入れて取り組む等の施策を採ってきている。

上記実情に鑑み、次章以降では、韓国が国として採っている知的財産施策について、グローバル知的財産紛争の予防と対応、国家R&Dの促進、中小企業の知的財産育成の3点に絞って紹介する。

3. グローバル知的財産紛争の予防と対応

3.1 韓国企業と知的財産訴訟

韓国企業による海外事業活動が活発化するに伴い、韓国企業と韓国外企業との国際的な知的財産権訴訟件数が増加している（図6）。これらの訴訟では、韓国企業が提訴する件数よりも韓国外企業から提訴される件数が多い。また、韓国企業から提訴する場合の被提訴企業又は韓国外企業から提訴される場合の提訴企業は、米国又は日本の企業が大多数を占めており、特許管理専門会社（NPE）からの韓国企業への提訴件数も増加している。上記傾向は、韓国企業が大企業である場合と中小企業である場合とで大きく変わらない。

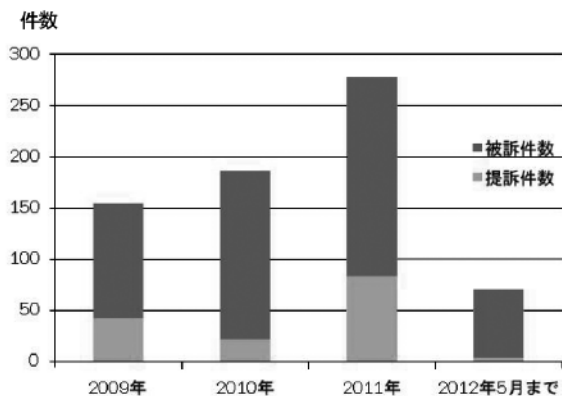


図6 韓国企業と韓国外企業の訴訟件数⁶⁾

このような状況下で韓国企業が海外事業活動における競争力を高めて行くためには、知的財産面での競争力をも高めて適切な訴訟対応能力を備えておく必要がある。その観点から、韓国企業が海外へ進出するに際し、実際に知的財産訴訟が起きた又はその可能性が生じた場合に適切な対応を図るための支援政策、又は知的財産訴訟が起きる可能性を低減するための予防的政策が種々実行されている。第3章では、これらのうち近年実行されている代表的な政策について紹介する。

3.2 訴訟対応のための支援政策

3.2.1 海外知識財産センター

海外へ進出する韓国企業が知的財産紛争に直面する事例が近年増加傾向にあることに鑑み、企業の知的財産紛争についての知識および認識不足の解消、企業への紛争予防活動の啓発および紛争発生時の企業による適切な対応を実現するための政策の一つとして、海外知識財産センター（以下、「IP-DESK」）が設置されている。IP-DESKは、韓国特許庁が大韓貿易投資振興公社(KOTRA)および韓国知識財産保護協会と共同で2006年より設置を開始した機関であり、2009年からは韓国特許庁が単独で運営している。

IP-DESKは、韓国企業に関わる知的財産紛争の予防および対応のための総合支援サービスの提供を主要業務とし、具体的には、知的財産権に関する各国法制度の調査および情報提供、知的財産権問題の専門家相談の他、知的財産権確保の支援並びに韓国企業の輸出製品における知的財産権紛争の発生可能性および対応についてのコンサルティング提供などを行う。IP-DESKにより収集された情報は、後述の知識財産権紛争対応センターに集約された後、分析されて企業に提供されるなど、各機関が連携した支援体制が整えられている。

IP-DESKは、これまで中国（北京、上海、青

島、広州、宣揚)、タイ(バンコク)、ベトナム(ハノイ、ホーチミン)、インドネシア(ジャカルタ)などに設置されており、また2012年には、近年韓国企業が当事者となる知的財産権紛争が増加し今後も増加していくと予想される米国(ロサンゼルス)に新たに設置され、韓米自由貿易協定発効に伴う韓国企業(特に中小企業)の更なる米国市場進出を支援する体制が整えられつつある。

2012年におけるIP-DESKの支援内容の概要を表1に示す。韓国企業による他者の保有する知的財産権の侵害防止の観点の他、他者による韓国企業の保有する知的財産権の侵害防止の観点からの支援にも注力しており、侵害調査支援を通じて模倣品没収に繋げる実績を上げるなど、韓国企業の輸出製品の国際市場競争力確保において一定の成果を上げている。また、中国、ベトナムおよびタイなどでは、韓国企業の知的財産権確保を強化するとともに、当該国における知的財産権保護に対する認識を高めるための働きかけを行い、韓国企業および韓国特許庁が官民共同代表団を派遣するなど各国の知的財産権担当行政機関との人的ネットワーク形成のための活動にも注力している。

今後も米国IP-DESKでの弁護士補強および知的財産紛争情報収集並びに紛争多発地域である米国(ワシントン)、欧州および日本への拠点拡大などが検討されており、韓国外での知的財産権紛争支援の更なる強化の姿勢が窺われる。

3. 2. 2 知識財産権紛争対応センター

上記IP-DESKと同様に、海外へ進出する韓国企業による知的財産権紛争への適切な対応を実現するための政策の一つとして、知識財産権紛争対応センター(以下、「紛争対応センター」)が設置されている。紛争対応センターは、国際知的財産権紛争の動向および対応方案を議題とする国家政策調整会議(2012年9月28日)において設置が決定された機関であり、韓国特許庁および韓国知識財産保護協会により同協会内に2012年11月16日に開設された。

紛争対応センターは、韓国企業が関わる知的財産権紛争の予防および対応のための紛争の状況に応じたオーダーメイド型の体系的支援サービスの提供を主要業務とする。具体的には、以下のように紛争の状況を平時、警告時および対応時の3段階に区分し、それぞれの状況に応じた支援サービスを提供する。

表1 2012年のIP-DESK支援内容(記載改)¹⁾

細部事業	2012年	中国					タイ	ベトナム		米国	インドネシア
		北京	上海	青島	広州	宣揚	バンコク	ハノイ	ホーチミン	LA	ジャカルタ
知財権相談	3,107	365	298	577	565	334	250	13	70	627	8
出願支援	395	73	52	88	54	22	36	13	15	39	3
侵害調査	22	2	10	2	2	3	2	-	1	-	-
説明会開催	38	3	8	5	6	2	2	-	2	9	1
協力チャンネル	158	17	22	4	22	22	64	4	1	2	-
情報提供	251	59	18	12	18	52	26	3	15	48	-

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(1) 平時（紛争の兆候が無い段階）

紛争を事前に予防し、紛争が発生した際の被害を最小限に留めるための支援を提供する。

まず、意識付けの観点から、企業最高経営者（CEO）対象のフォーラムを開催するなどして知的財産権紛争予防の重要性の認識向上を図る。また、事業の進め方の観点から、中小・中堅企業を対象として知的財産権（特許、商標およびデザイン）の融複合戦略を通じた知的財産権ポートフォリオの構築を支援する。さらに、中小企業が知的財産権を専門とする人材を雇用する際に政府補助金を支給するなどして、中小企業の知的財産権管理能力の向上を図る。加えて、紛争対応準備の観点から、紛争が多く発生する国の知的財産権法制度および最新動向を盛り込んだ海外知的財産権保護ガイドブックを製作して普及する（表2）、現地進出企業の紛争状況の実態調査を行い企業の紛争における成功事例情報を収集して提供する、など紛争関連基礎情報を提供する。

(2) 警告時（紛争の兆候が現れた段階）

紛争を事前に予防するための支援を提供する。

民間の専門家が紛争発生の可能性が高い産業分野および中小・中堅企業を選定して、輸出事業における紛争発生を事前に予防することを目的として当該企業に対して優先的に紛争予防コンサルティングを実施する。具体的には、当該

企業が事業を行う産業分野の紛争情報（例えば、訴訟、競合企業の知的財産権保有状況、特許管理専門会社の活動状況など）を重点的に収集して提供し、特許ホームドクター制度を推進して当該企業に対して弁護士および弁理士などによる相談支援を行う。また、紛争発生に備えて知的財産権訴訟保険への加入を推奨し、その加入費用を援助する。

(3) 対応時（紛争が発生して対応する段階：警告状受け取り、訴訟など）

紛争に適切に対応するための支援を提供する。

警告状を受け取った際には、紛争対応センターへの届出を推奨し、警告状へ対応するために必要な情報（回答の仕方、ライセンスなどの協議戦略など）を提供するとともに実際の対応を支援する。また、類似産業分野の複数の企業が同種の警告状を受け取った場合は、企業協議体を構成して共同対応を図ることを推奨する。訴訟が開始された際には、当該国での海外代理人の選定（訴訟経験、技術専門性、費用などの観点から）並びに訴訟の準備および遂行の過程で必要な法制度に関する情報を提供して、企業が適切な訴訟対応を図ることにより、訴訟費用を節減しながら、勝訴可能性を高めることができるよう支援する。

紛争対応センターは2012年11月に開設されたばかりの機関であるため、上記のような支援政

表2 海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況（記載改）¹⁾

アジア（12カ国・地域）	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦（UAE）、インドネシア
ヨーロッパ（6カ国・連合）	ドイツ、英国、オランダ、ロシア、トルコ、EU
アメリカ（4カ国）	米国、メキシコ、ブラジル、チリ
オセアニア（1カ国）	オーストラリア
アフリカ（1カ国）	南アフリカ共和国
企画物	輸出企業チェックポイント

策が韓国企業の海外事業活動にどのような効果を及ぼすかについては今後の動向をさらに注視して行く必要がある。上記の各政策は、韓国特許庁の他、法務部、知識経済部などの各省庁が連携して具体的な推進期間を設定して取り組む計画となっており、国および各省庁が密接に連携して体系的な支援政策を実行する明確な姿勢が窺われる。

3. 3 訴訟予防のための政策

3. 3. 1 知財マネジメント専門企業

2009年7月、朝鮮日報は「米国の有力知財マネジメント専門企業Intellectual Ventures社（以下IV社）が、サムスン電子とLG電子に対して、IV社の持つ携帯電話関連特許10件の特許権侵害を理由に、数千億ウォン（数百億円）という多額の特許権使用料を要求した」との報道を行った。しかも、同記事において、「IV社が、韓国の最有力国立大学のソウル大学やKAIST（Korea Advanced Institute of Science and Technology）等と特許アイデア協約を結び、すでに260件の特許アイデアを確保済」とも報じた。更には韓国の大学関係者のコメントとして、「韓国の頭脳により得られた高度な知識が外国企業に流出し海外企業に大きな利益を提供することになっている」とも報じた。

この報道の後、大半の韓国の大学は、「韓国民の税金の支援を受けて運営する大学が、韓国企業に被害をもたらす可能性のある外国企業に対し、韓国の大学の開発した発明や特許を提供するということは如何なものか」という世論の感情的な批判を恐れて、一斉にIV社との交渉を中断するに至った。

このような経緯があり、訴訟予防の観点から知財マネジメント専門企業の活動が韓国内にて検討されている。

韓国で現在本格的に活動している知財マネジメント専門企業は、米国資本のIntellectual

Ventures Korea社（以下IVK社）と2010年2月に設立された韓国初の政府系知財マネジメント専門企業であるIP Cube Partners社、そしてIP Cube Partners社に遅れること約半年、2010年9月に設立された、同じく政府系知財マネジメント専門企業のIntellectual Discovery社である。以下、韓国政府が関係しているIP Cube Partners社、Intellectual Discovery社について説明する。

3. 3. 2 IP Cube Partners社

2009年7月、韓国特許庁は、第15回国家競争力強化委員会に知的財産強国実現戦略を提示した。その中で「創意資本（Invention Capital）」の構築を提案、そして韓国特許庁は、2009年12月に政府系投資会社韓国ベンチャー投資（株）を通じ、韓国初のマザーファンドとして90億ウォンを創意資本形成のために投資し、民間資金155億ウォンと合わせて合計245億ウォン（約20億円）の創意資本（KDB特許事業化ファンド1号）が形成された。このファンドが245億ウォン全額を出資して設立した特許管理会社がIP Cube Partners社（以下IPC社）である。IPC社は韓国資本では初めての外国のпатентトロールを阻む特許管理会社である。

IPC社の主要ビジネスモデルは、特許登録にならないアイデアと発明を、外部アウトソーシングなど追加開発を通じて特許または事業化し、必要に応じて国内外に出願してライセンス事業を行い、多くの会社が保有している特許をポートフォリオで縛って力強い革新技術を作るというものである。また、会社の代理人となって外国の特許訴訟を阻む防衛的特許買入事業も行う。

3. 3. 3 Intellectual Discovery社

一般的に、知財マネジメント専門企業のビジネスモデルは、資本市場などから集めた投資資

金を用いて経済的価値が高いと考えられる発明に関する知的財産権を収集し、それをライセンスすることでリターンを得るというものである。

上記のような知的財産を自ら買い取ってマネジメントしていく形態ではなく、別の知財マネジメント専門企業に投資を行う場合がある。このようなビジネスモデルを採用しているのが、Intellectual Discovery社（以下ID社）である。

韓国政府と民間の大手企業は特許を巡るグローバルな対立に対応するために、2010年7月にID社を共同で立ち上げた。知的財産権に特化し、投資を行う専門企業としてはID社が韓国国内初である。ID社には、サムスン電子、LG電子、現代自動車、ポスコ、韓国電力、SKハイテックスなどの民間の大手企業が出資している。

韓国政府は、当初、ID社を設立した目的について「米国IV社などの特許管理専門会社による攻撃から韓国企業を守るため」と表明していた。また、専門知識や費用が足りず「金になる特許」を出願できない中小企業を支援するという目的もあるため、ID社は、IT（情報技術）やバイオ関連の特許だけを取得してきた外国の知財マネジメント専門企業と異なり10種類以上の分野の特許を取得してきた。

しかしながら、ID社は、海外の知財マネジメント専門企業のように「攻めの特許ビジネスモデル」の構築に乗り出し、新事業戦略の実現に向けて特許権確保にスピードを上げてきている。

ID社は、「収益を強化するため海外の特許権者を相手取って訴訟を提起したり和解を通じてライセンス料を受け取ったりするなど、攻めの特許ビジネスモデルの構築を決定した。来年までに追加の特許権を確保し戦力を強化していきたい。」と2012年11月26日に発表した⁷⁾。

特許権を利用したビジネスは、攻めのタイプと守りのタイプに分けられるが、ID社は、2012

年までは守りの特許ビジネスモデルに集中してきた。一方で、攻めのタイプは、米国のRPX CorporationやAST（Allied Security Trust）などのように知的財産専門会社が会員制で顧客プールを構築する方式である。知的財産専門会社が保有している特許をライセンスしてメーカーと共有し特許訴訟を事前に防止する。

ID社のコ・チュンゴン副社長は、「現在は、約1,800件（ファミリー特許基準1,000件）を確保しており来年までに約1,200件の特許を追加確保する計画だ。約3,000件の特許権を確保すれば攻めのビジネス戦略を取ることができる。」と話している⁷⁾。攻めのビジネスモデルを構築した知的財産専門会社のうち約2万件の特許を確保している米国IV社を除けば、大半が1,000～5,000件の特許権を持っている。コ副社長はさらに、「約3,000件の特許を確保できれば攻めの戦略においても海外の知的財産専門会社と比べ十分な競争力を持つことになる。」と語っている⁷⁾。

ID社は、攻めのビジネスモデル戦略を構築するため、特許権確保に積極的に乗り出している。コ副社長は、「守りの特許ビジネスモデルで収益を最大化するには限界がある。韓国企業の特許権を保護しながら海外の特許市場で収益を上げられる方法を模索している。」と述べている⁷⁾。

4. 国家R&Dの促進

4. 1 特許生産性の現状

主要国の特許生産性を比較したところ、2011年度GDPおよびR&D投資対比内国人の特許出願件数は、韓国が世界1位であった（図7）。これは量的な面での特許生産性が他国に比べて優れていることを示している。しかし技術貿易収支は赤字が増加傾向である（図8）。

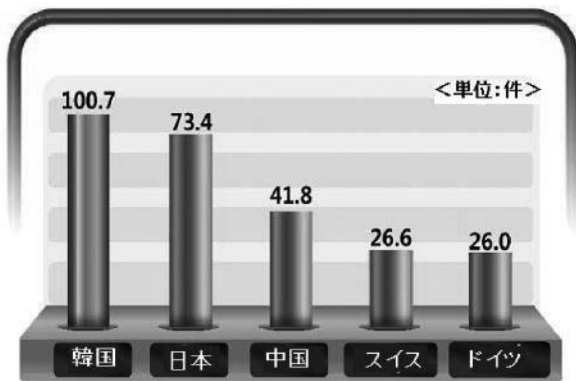


図7 内国人の特許出願件数¹⁾
(GDP10億\$当たり)

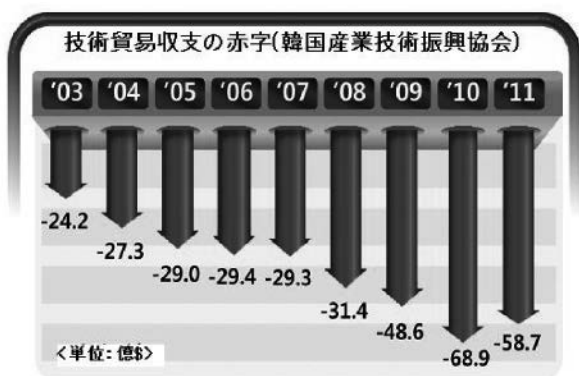


図8 技術貿易収支の推移¹⁾

これは、件数的には生産性が良いにも関わらずライセンス等に活用されるような技術の源泉性が高い特許が創出されにくい状況であると窺える。

このような状況は、国家研究開発事業（国家R&D）でも同様であった。国家R&Dの成果である知的財産権は、これまで技術移転・事業化などの経済的成果には繋がりにくかった。

4.2 国家R&D効率化のための支援

このような中、韓国特許庁は、国家R&Dに対して特許技術動向調査および先行特許調査、大学等の特許戦略を支援している。

特許技術動向調査の目的は、中長期、大型研究開発事業に対し、研究企画段階、研究遂行段階で調査結果を提供し、特許が先占されていない

い方向に研究開発を誘導することである。また、分析結果はウェブサイト（www.patentmap.or.kr）を通じて一般に公開し、研究、技術開発を行う際に活用できるようにしている。アンケート調査によると、特許技術動向調査を基に、30%以上の課題において、研究企画の方向または研究内容を転換・修正したとのことである。

先行特許調査の目的は、短期、小型研究開発事業において研究課題を選定する際、研究開発の結果が重複することを未然に防ぎ、研究開発の効率性を向上させるためである。

大学等にはIP-R&D戦略支援事業（特許観点でのR&D戦略を樹立することで優秀特許の創出、特許ポートフォリオの設計、デザイン・ブランドおよびマーケティング戦略などを提示）と、専門家派遣事業（専門家を派遣してオーダーメイド型ポートフォリオ構築を支援）を行っている。更に、国家R&Dで得られた特許成果の量的・質的水準及び活用状況を分析した報告書をR&D機関などに提供し、国家R&Dの事業評価に活用できるよう支援している。

このように、優秀な特許を創出し、技術移転・事業化などの経済的成果を効率的に創出するため、政府が主体となって支援し、評価をフィードバックしている点が韓国の特徴である。このような点は我が国の政策にも参考に値する。

5. 中小企業の知財育成

5.1 中小企業の海外事業活動

韓国経済の特徴は輸出依存度が高いということである。2000年以降、韓国の輸出額は全体的には年々増加しており、特に中国、東南アジア、中東・アフリカといった新興国向けの輸出が伸長している。輸出依存度が高いということは、世界経済の動向の影響を受けやすく、特に、2008年のリーマン・ショック以降、経済成長に鈍化が認められ、2011年中頃からは、欧州債務

危機の再燃から欧州への輸出の鈍化、欧州金融機関等海外投資家の資本引揚げとそれに伴う韓国ウォンの急落、外貨準備の減少等が生じ、景気減速の動きが顕著となっており、足踏み状態が続いている。国内市場の成長が不透明な中、海外事業活動は大企業だけでなく中小企業においても活発化している。経済産業省「通商白書2012」⁸⁾によると、1990年から2011年の累積対外直接投資額における中小企業の投資額は全体の約23%であるが、中小企業による新規海外法人設立件数は全体の約49%（個人企業、個人まで含めると全体の約89%）を占めるに至っている。このような韓国企業の海外事業活動の活発化に伴い、海外企業との国際的な知財訴訟が急増している（図9）。その多くは大企業を対象とするものであるが、中小企業を対象とするものも多数見受けられる。

このように海外特許紛争が急増している中、海外事業活動の強化のためにも韓国企業の知的財産の育成は急務であるが、豊富な経営資源に恵まれた大手企業とは違い、十分な経営資源を持たない中小企業では、政府の手厚い支援策が重要となる。中小企業に対する主な知的財産育成支援事業としては以下の通りであり、特許総合支援事業および知財経営コンサルティングについては更に詳細に紹介する。

○特許総合支援事業：地域中小企業等の特許競

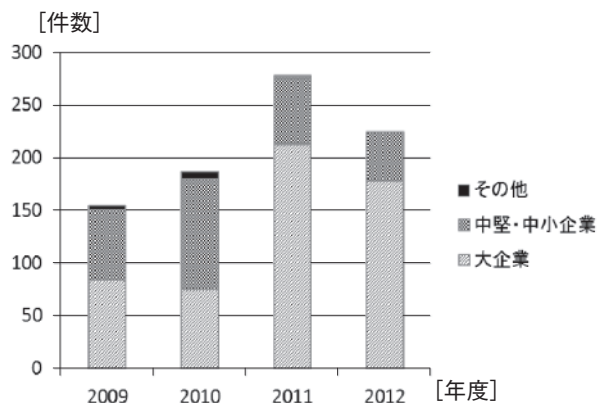


図9 韓国企業の年度別海外特許紛争状況⁹⁾

争力を高めるため、特許調査、国内外出願費用支援、特許創出・活用等を総合支援する。

○知財経営コンサルティング：地域知識財産センターの専門コンサルタントが知的財産を活用した企業経営について直接コンサルティングを提供する。

○ブランド・デザイン価値向上事業：ブランド・デザイン開発及び国内外での権利化を支援する。

○非英語圏ブランド開発支援：非英語圏国に進出又は進出予定の中小企業への現地ブランド開発及び権利化を支援する。

5. 2 中小企業への特許総合支援事業

地域中小企業の知的財産創出および活用支援を通じて知財競争力の強化および知財インフラ構築を図ることを目的に、韓国特許庁は、2006年から地方自治体とマッチングファンドを設け、地域知識財産センター（現在、全国31カ所設置）の特許専門コンサルタントを活用することで、中小企業に対する特許コンサルティングの提供、オーダーメイド型特許マップ支援、特許権の確保に向けた国内外出願費用の支援などの細やかな特許総合支援事業を展開している（表3）。

特許コンサルティングの提供、オーダーメイド型特許マップ支援は、中小企業等に対して、技術および市場動向、特許情報の調査・分析結果を提供することで、中小企業等に対し実効性の高い研究開発の方向性を提示するとともに特許紛争の予防をも目的としている。支援事業の開始以降、特許コンサルティングの提供件数は年々増加しており、特許コンサルティングの提供の過程で見出された優れた発明に対する特許出願費用の支援もそれに呼応するように増加しており、中小企業の知財育成に一定の成果が出ていることが窺える。

また、韓国特許庁は、潜在能力の高い地域中

小企業を選定してIPスター企業として育成するべく、3年間、特許総合支援、ブランド・デザイン開発支援等を集中的に行っている。2012年には157社の地域中小企業をIPスター企業として集中支援し、これをきっかけに前年比売上高が12.9%増、雇用規模が6.9%増となったとのことである。

5.3 中小企業知財経営コンサルティング

知的財産を企業経営における意志決定の一つとして導入する知的財産経営は、輸出を経営基盤とする韓国では特に重要と考えられるが、人材・資財不足の中小企業においては、知的財産に対する認識不足とも相まって導入に消極的であった。

そこで韓国特許庁は、2006年に「中小企業特許経営支援団」を、2007年には当該支援団を特許の他にもブランド、デザインをも対象とする「産業財産経営支援チーム」を発足し、潜在能力が高いと見込まれる中小企業を対象に知的財産中心の経営戦略実践を支援するべく知的財産経営コンサルティングを開始した。

知的財産経営コンサルティングは、韓国特許庁の知的財産経営の専門人材が、地域知識財産センターのコンサルタントが選定した企業を直接訪問し、知的財産組織の有無や職務発明の運営状態等を事前診断することから開始される。その後、事前診断の結果とともに、対象企業の戦略分野について、知的財産経営（出願戦略、特許情報の活用、特許紛争対応、特許管理実務、事業化、職務発明、ブランド・デザイン経営等）に関するコンサルティングを提供、更には追加

コンサルティング等のフォローアップを行うことにより、中小企業の知的財産経営に対する認識改善と業務担当者の実務能力向上を図っている。表4に、2012年度の知的財産経営コンサルティングの内容を示す。

中小企業知的財産経営コンサルティングは2007年から2012年までに計640社余りの企業に施行され、その後の満足度調査では、多数の中小企業経営陣が企業経営に知的財産は不可欠であることを認め、コンサルティングでの提案を導入する計画があると回答している。

5.4 中小企業知財育成の今後の方向性

政府の手厚い知的財産育成支援事業により、中小企業の知的財産に対する認識改善および知的財産の企業経営への導入について徐々に効果は上がっているようであるが、現在のところ、当該支援事業を通じて国内外での知財競争力を高め事業の成功を収めたという具体的事例はまだ見受けられてはいない。今後は、企業の個々の特徴・ニーズにあった知的財産育成を進めるべく、企業毎に専任コンサルタントを設置し、総合的なIP資産構築、IP事業化、IPリスク管理、IP教育などの観点で企業毎のオーダーメイド型知的財産経営戦略コンサルティングを更に充実させ実効性を高めていくとのことである。

6. 韓国のグローバル知的財産戦略

経済的にも技術的にもグローバルに躍進を続けている韓国であるが、知的財産に関して抱えている課題は多い。韓国がこれからも得意分野を基軸としてグローバルに競争力を発揮しその

表3 特許総合支援事業の推進における主要実績⁹⁾

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
特許コンサルティング	3,713件	6,195件	8,604件	9,966件	9,641件	13,076件
オーダーメイド型特許マップ	90件	169件	219件	176件	159件	154件
国内外出願費用	750件	1,250件	2,046件	2,838件	3,289件	4,035件

地位を維持向上していくためには、グローバル知財紛争に勝つためのノウハウの蓄積・啓発と技術貿易赤字解消に向けたコア技術の醸成とその知財反映が必要である。

前者については、これまで韓国および韓国企業は、グローバル知財紛争と関連して紛争関連の情報不足により迅速で体系的な対応に苦労してきた。これに対し、現在では韓国は、企業の紛争予測および紛争対応力を強化して紛争による産業被害を最小化するために、政府主導のもと官民が協同して専門組織の立ち上げとその運用・普及に尽力してきている。

一方、後者については、韓国は、政府の強い主導により、国家的な技術開発と知的財産の確保、部品・素材産業を中心とした中小企業の技術力向上、技術分野の裾野拡大に努めている。これらは、政府からの単なる資金援助という形態に留まることなく、韓国特許庁、関係組織等

が一体となって中小企業に対する体系的な知財関連情報の提供や特許情報分析、事業化コンサルティング等を行うことにより強力な支援が進められている。例えば、R&Dの企画段階では、新規事業に対する市場・事業性の分析を通じて源泉・核心技術についての知的財産権が得られるよう今後のR&D戦略を提示し、R&Dが進行している段階では、空白・代替特許の獲得戦略を提示し、R&Dの完了段階では、その後の事業方向に沿った知的財産ポートフォリオの構築戦略の樹立等を提示・支援する等を行っている。

韓国の視点は常に「世界の中の韓国」という所にあり、その視点の中で過去の経験を基に自己の弱点をしっかりと自覚した上で、それを国主導のもと官民が全力を挙げて必ず克服するのだという強い思いが感じられる。この強い姿勢と志には見習うところも多いのではないだろうか。

表4 2012年度の知的財産経営コンサルティングの内容⁹⁾

(単位：件，%)

コンサルティングの主な内容	件数	構成比
・地域センターの支援事業に対する案内	96	12.9
・IP基礎相談	64	8.6
・IP専門教育	50	6.7
・IP情報調査（先行技術調査など）	53	7.1
・保有IP管理（保有知財権の検討及び改善）	69	9.3
・IP経営戦略の樹立	47	6.3
・自社技術開発戦略	46	6.2
・競合社分析	72	9.7
・ブランド競争力の強化	57	7.7
・デザイン競争力の強化	57	7.7
・職務発明制度の案内及び導入	12	1.6
・IP戦略及びポートフォリオ	64	8.6
・営業秘密	4	0.5
・訴訟及び紛争対応	16	2.1
・他機関の支援事業に対する紹介及び連携、活用	28	3.8
・その他（ブランド開発戦略など）	9	1.2
合計	744	100%

7. おわりに

本稿は、韓国のグローバル知的財産施策に関して、韓国国内への特許出願状況分析から韓国の知的財産の課題を整理し、続いてグローバル知的財産紛争の予防と対応、国家R&Dの促進および中小企業の知的財産育成の3点から検討・整理したものである。本稿が会員企業の一助になれば幸いである。

注 記

- 1) 韓国特許庁2012年度知識財産白書
- 2) 韓国特許庁2012知識財産統計年報

- 3) 中央日報日本語版 (2012/8/27)
- 4) 日本経済新聞電子版 (2012/7/18 7:00) アップルや現代が大型買収しないワケ 産業部次長 中山淳史
- 5) 日本経済新聞電子版 (2012/6/17 0:30)
- 6) 韓国特許庁2012年8月20日付報道発表資料
- 7) JETRO Seoul 知的財産チーム 知的財産ニュース (2012/11/27)
- 8) 経済産業省「通商白書2012」
- 9) 2012年度知的財産活動実態調査, 特許庁・貿易委員会 (JETROソウルセンター知的財産権事務所)

(原稿受領日 2014年1月23日)

